

「業務管理体制の整備に関する届出」 について

平成27年9月14日

船橋市 健康福祉局 子育て支援部 保育課

法令遵守等の業務管理体制の整備について

平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設※¹の設置者及び特定地域型保育事業※²の事業者（以下「設置者・事業者」という。）は、法令遵守等の業務管理体制を整備し、行政機関に届け出ることが義務付けられました。

※1 特定教育・保育施設

→ 施設型給付費（委託費）の支給対象として確認を受ける認定こども園、幼稚園、保育所

※2 特定地域型保育事業

→ 地域型保育給付費の支給対象として確認を受ける小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

業務管理体制の整備とは

不正事案の発生防止と利用者のサービス確保の観点から、事業運営の適正化を図るための整備を指します。

具体的には、施設等の数に応じ、①法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、②法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセスを記載した「法令遵守規程」を整備すること、③外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていること、が必要とされています。

届出の内容

業務管理体制の整備に関する届出の内容については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「施設等」という。）の数に応じて異なります。

	対 象	届出の内容
共通事項	全ての設置者・事業者	設置者・事業者の名称又は氏名 設置者・事業者の主たる事業所の所在地 設置者・事業者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名
		「法令遵守責任者」の氏名、生年月日
規模に応じた事項	確認を受ける施設等が 20以上の設置者・事業者	上記に加え「法令遵守規程」の概要
	確認を受ける施設等が 100以上の設置者・事業者	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

法令遵守責任者の選任
施設等の数 20未満

法令遵守規程の整備
法令遵守責任者の選任
施設等の数 20～99

業務執行の状況の監査
法令遵守規程の整備
法令遵守責任者の選任
施設等の数 100以上

※ 施設等の数は、確認を受ける施設・事業所（保育所や小規模保育事業所）ごとに、1つと数えます。

法令遵守責任者

法令を遵守するための体制の確保に係る責任者のことを指します。

法令遵守責任者には、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応が求められます。

何らかの資格等を求めるものではありませんが、設置者・事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者になることを妨げるものではありません。

法令遵守規程

業務が法令に適合することを確保するための規程のことを指します。

法令遵守規程には、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があります。

必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、設置者・事業者の実態に即したもので構いません。

- 法令遵守規程を新たに作成する場合の参考として、様式例「法令遵守規程(例)」を用意しています。この様式例は、あくまでも一例であり、この通りでなければならないというものではありません。
- 「法令遵守規程の概要」については、届け出にあたって新たに作成する必要はありません。法令遵守規程の全体像が分かるもの又は法令遵守規程全文を提出してください。

業務執行の状況の監査

設置者・事業者が社会福祉法人、学校法人、特定非営利法人、株式会社等であって、すでに関係法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる場合には、その監査をもって法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、設置者・事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。

また、定期的な監査とは、必ずしも全ての施設等に対して、年1回行わなければならないということではありませんが、例えば施設等ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

- 「業務執行の状況の監査の方法の概要」について、設置者・事業者が規程等を作成している場合には、その規程の全体像がわかるもの又は規程全文を提出してください。規程等を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを提出してください。

届出先の行政機関

以下の区分に応じ、対応する届出先に届け出てください。

なお、届出先は施設等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

	区 分	届出先
①	確認を受ける施設等が <u>2以上の都道府県</u> に所在	内閣総理大臣 (内閣府子ども・子育て本部)
②	確認を受ける施設等が <u>1つの市町村※</u> にのみ所在 ※特別区を含む。	市町村長
③	①及び②以外の場合	都道府県知事

- 新たな施設等の確認により、事業展開地域が変更し、届出先の区分に変更が生じた場合には、届出先区分の変更に係る届出をする必要があります。
- なお、届出先区分の変更が生じた場合の届出は、変更“前”と変更“後”の届出先の双方に届け出ることが求められます。

例1: 内閣総理大臣に届け出るケース

内 閣 総 理 大 臣

【社会福祉法人Aの場合】

確認を受ける施設等が千葉県船橋市に3つ、東京都〇〇区に1つ所在。

施設等が2以上の都道府県に所在するため、届出先が“内閣総理大臣”となる。

届出

社会福祉法人A

千葉県船橋市 に所在

A保育所



A認定こども園



A保育所



東京都〇〇区 に所在

A小規模保育事業所



【株式会社Bの場合】

確認を受ける施設等が千葉県船橋市に2つ、埼玉県〇〇市に1つ、東京都〇〇区に1つ所在。

施設等が2以上の都道府県に所在するため、届出先が“内閣総理大臣”となる。

届出

株式会社B

千葉県船橋市 に所在

B保育所



B小規模保育事業所



埼玉県〇〇市 に所在

B認定こども園



東京都〇〇区 に所在

B小規模保育事業所



例2: 都道府県知事に届け出るケース

都 道 府 県 知 事

【学校法人Cの場合】

確認を受ける施設等が千葉県船橋市に3つ、市川市に1つ所在。

施設等が2以上の市町村(千葉県内)に所在するため、届出先が“都道府県知事(千葉県知事)”となる。

届出

学校法人C

千葉県船橋市 に所在

C保育所



C認定こども園



C幼稚園



千葉縣市川市 に所在

C小規模保育事業所



【株式会社Dの場合】

確認を受ける施設等が東京都〇〇区に2つ、△△区に1つ、□□区に1つ所在。

施設等が2以上の特別区(東京都内)に所在するため、届出先が“都道府県知事(東京都知事)”となる。

届出

株式会社D

東京都〇〇区 に所在

D保育所



D小規模保育事業所



東京都△△区 に所在

D認定こども園



東京都□□区 に所在

D小規模保育事業所



例3:市町村長に届け出るケース

市 町 村 長

【社会福祉法人Eの場合】

確認を受ける施設等が千葉県船橋市に5つ所在。

施設等が1つの市町村のみに所在するため、届出先が“市町村長（船橋市長）”となる。

届出

社会福祉法人E

千葉県船橋市
に所在

E保育所



E保育所



E認定こども園



E保育所



E小規模保育事業所



施設型給付費の支給
対象として確認を
受けていない幼稚園は、
含めないこと。

届出

【学校法人Fの場合】

確認を受ける施設等が千葉県船橋市に3つ所在。私学助成を受ける幼稚園が千葉県千葉市に1つ所在。

確認を受ける施設等は、1つの市町村のみに所在するため、届出先が“市町村長（船橋市長）”となる。

学校法人F

千葉県千葉市
に所在

F幼稚園



↑

※ 私学助成を受ける
幼稚園。
施設型給付費の支
給対象として、確認を
受けていない。

対象
外

千葉県船橋市
に所在

F保育所



F認定こども園



F小規模保育事業所



届出内容の変更

以下の届出内容に変更が生じた場合には、対応する届出先に変更を届け出てください。

	項 目
①	法人等の種別、名称、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
②	(法人等の)代表者の氏名、生年月日、住所、職名
③	施設等の名称等及び所在地
④	法令遵守責任者の氏名及び生年月日
⑤	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(法令遵守規程)
⑥	業務執行の状況の監査の方法の概要(監査に係る規程等)

- 施設等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合は、変更の届出の必要はありません。
- また、法令遵守規程の字句の修正などの業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合にも、変更の届出の必要はありません。

今後の届出手続について

1. 新たな届出(整備)について

- 施設等の数に応じて、設置者・事業者が整備すべき業務管理体制を整備し、業務管理体制の整備に関する事項を記した届出書を、対応する届出先に届け出てください。
- 平成27年4月に確認を受けた施設等の設置者・事業者は、平成27年11月30日までに届出書を届け出ることが求められています。
- 平成27年5月以降に確認を受けた施設等の設置者・事業者についても、おおむね平成27年11月30日までに届出書を届け出てください。

2. “届出先区分”や“届出事項”の変更について

届け出た後に、以下の変更が生じる場合には、変更後速やかに対応する届出先に届け出てください。

- 新たな施設等の確認により、事業展開地域が変更し、届出先の区分に変更が生じた場合。
- 届け出た事項に変更があった場合。